

債権差押命令手続の流れ



債権差押の申立て

↓ (書類審査)

差押命令

差押命令正本送付 (第三債務者、債務者)

(※「債務者」とは相手方のことです。「第三債務者」とは相手方が働いている会社とか、預金のある銀行等のことです。)

債権者へ通知 (「送達通知書」により、正本が第三債務者と債務者に届いたかどうかを裁判所からあなたにお知らせします。)

第三債務者が陳述書を裁判所に返送

(あなたにも裁判所から送ります。)

差押債権がある場合
(預金の残高があった、給料をもらって働いているなど)

差押債権がない場合
(預金の残高がない、職場を辞めていたなど)

**差押債権者が
あなた1人の場合**

**差押債権者があなた
以外にもいた場合**

**第三債務者が
供託したとき**

**第三債務者が
供託しなかった
とき**

第三債務者供託

**裁判所で
弁済金交付手続**

取立

**裁判所で
配当等手続**

取下げ

裁判所に取立届を提出

債権差押Q & A



取立てについて

Q 「いつから差し押されたお金をもらうことができますか？」

A 送達通知書に記載された「債務者に対する送達日」から1週間または4週間を経過すると、債権者は第三債務者から債権の取立てをすることができます。

具体的には、

(ア) 差し押さえられた金銭債権が給料等債権、すなわち①国または地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に関する債権、②給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に関する債権、又は、③退職手当及びその性質を有する給与に関する債権である場合は4週間、但し、請求債権に夫婦間の協力扶助義務、婚姻費用分担義務、養育費支払い義務、扶養義務が含まれている場合は1週間となります。

(イ) 差し押さえられた金銭債権が上記（ア）以外の場合は1週間となります。

Q 「どのようにしてお金を受け取ればよいのですか？」

A 第三債務者から差し押された給料等を受け取るには、あなたが自分で第三債務者に連絡をして、その支払い方法について相談してください。

（例えば送達通知書と差押命令正本を第三債務者に見せて、振込又は送金を依頼するなど。振込手数料や送金費用はあなたの負担になります。）

第三債務者から差し押された給料等を受け取ったときは、「取立届」を裁判所に提出してください。そのときの印鑑は、「債権差押命令申立書」と同じものを使用してください。
差押債権目録記載の債権を全額受け取ったときは、「取立完了届」を提出してください。

その他について

Q 「第三債務者の方が供託したときには、どのような手続でお金を受け取ることができるのですか？」

A 差し押された給料等を第三債務者が法務局に供託したときは、あなたは自分でそれをもらうことはできません。裁判所が配当等の手続を行うことになります。その場合は裁判所からあなたに連絡があります。

Q 「どういうときに取下書を提出する必要があるのですか？」

A 次のような場合には「取下書」を裁判所に提出してください。（印鑑は、申立書と同じものを使用してください。）取下げに必要な書類等は下記のとおりです。

- (1) 第三債務者の陳述書に、差し押さえる債権がないという記載があり、あなたがそのことを争わないとき
- (2) 受け取った金額は差押債権目録記載の金額に達しなかったが、手続の中で実現可能な取立てが完了したとき（あった預金を全部もらったとか相手方である債務者がその職場を辞めてしまったとか）
- (3) 債務者から支払いがあったり、話し合いの成立などで途中で取立てをやめるとき

取 下 書

取下書3通（債務者・第三債務者複数の場合はその数+1通）、84円切手（債務者・第三債務者の数）

Q 「この手続はいつ終了するのですか？」

A あなたが請求した金額を全部受け取ることができ、取立て完了届を裁判所に提出したとき又は取下書の提出により事件は終了します。裁判所の配当手続で、請求した金額を全部受け取ったときも同様です。

Q 「まだ請求した金額の全部を受け取っていないのですが、相手方が転職してしまいました。次の職場でも差押えをしたいのですが、債務名義（調停調書正本等）を裁判所に提出したままです。債務名義は返してもらえるのですか？」

A 残債権があれば債務名義の還付を求めることができます。債務名義の還付申請は、できる限り取立完了届又は取下書と同時に提出してください。取下書や債務名義還付申請の際に添付すべきものは下記のとおりです。

債務名義還付申請書	還付申請書兼請書) 1通、返信用封筒1枚 簡易書留・切手490円分添付)
-----------	---

この他にご不明な点がある場合、下記までお問い合わせください
松江地方裁判所民事部

受付係 (0852) 35-5204
債権執行係 (0852) 35-5202